

(仮称)直轄駐車場維持管理・運営事業(Ⅱ期)

民間活力の導入に向けた
マーケットサウンディング

実施要項

令和4年11月

国土交通省 道路局

目次

| | |
|--|----------|
| 1. 募集の概要 | 1 |
| 1.1. 調査名称..... | 1 |
| 1.2. 調査対象..... | 1 |
| 1.3. 調査目的・募集内容..... | 2 |
| 1.3.1. 調査目的..... | 2 |
| 1.3.2. 募集内容..... | 2 |
| 2. 募集の手続き等 | 3 |
| 2.1. 調査スケジュール..... | 3 |
| 2.2. 実施要項等の公表..... | 3 |
| 2.3. 調査参加申込..... | 3 |
| 2.4. 意見書・提案書受付..... | 3 |
| 2.5. 個別対話の実施..... | 4 |
| 2.6. 調査結果概要の公表..... | 4 |
| 3. 留意事項 | 4 |
| 4. 開示資料 | 5 |
| 4.1. 守秘義務対象資料..... | 5 |
| 4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出..... | 5 |
| 4.3. 第二次被開示者への開示方法..... | 5 |
| 4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄..... | 5 |
| 5. 連絡先 | 6 |

(別紙1) 事業概要書

(別紙2) 各駐車場の概要

(様式1) 参加申込書

(様式2) 意見書

(様式3) 守秘義務対象資料提供申込書

(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書

(様式5) 第二次被開示者への資料開示通知書

(参考資料1) 「直轄駐車場維持管理・運営事業（I期）」について

[https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/parking/ope_mente/index.html]

※ I期事業の公募資料等は上記ホームページからダウンロードしてください。

※参考資料を除き、上記資料は、下記ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001608.html]

■用語の定義

| 用語 | 定義 |
|--------------------|--|
| 本事業 | 直轄駐車場維持管理・運営事業（Ⅱ期）事業をいう。 |
| 直轄駐車場維持管理・運営事業（Ⅰ期） | 現在実施中の直轄駐車場維持管理・運営事業をいう。 |
| 特定事業 | PFI 法に基づく特定事業。本事業のうち、PFI 事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。 |
| 付帯事業 | 特定事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。 |
| 直轄駐車場 | 本事業の対象とする以下の 14 駐車場の総称。 |
| 付帯施設 | 自動販売機、コインロッカー等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う施設。 |
| 民間事業者 | 一般的な民間事業者。 |
| 事業者 | 本事業の実施に際して、国と事業契約又は公共施設等運営権実施契約を締結し、本事業を実施する単独の企業または企業グループをいう。国によって選定され、国との間で基本協定を締結した優先交渉権者（単独の企業または企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））を設立することを基本とする。 |
| 国 | 国土交通省道路局。 |

1. 募集の概要

1.1. 調査名称

直轄駐車場維持管理・運営事業（Ⅱ期）民間活力の導入に向けたマーケットサウンディング

1.2. 調査対象

本調査の提案対象は以下のとおりです。なお、各駐車場の概要については、「(別紙2) 各駐車場の概要」も参照してください。

表1 本調査の対象

| 名称 | 所在地 | 形式 | 駐車台数※ | 供用年月日 | 国土交通大臣の事務を分掌する者 掌する者 |
|--------------|---------------------------------|-----|-------|-----------|-------------------------|
| 北一条地下駐車場 | 北海道札幌市中央区北一条西5丁目1番2地先（一般国道230号） | 自走式 | 163 | H13.3.7 | 北海道開発局長 |
| 長島地下駐車場 | 青森県青森市長島1丁目2番6号地先（一般国道7号） | 自走式 | 100 | H9.9.8 | 東北地方整備局長 |
| 平和通り地下駐車場 | 福島県福島市大町4番20号地先（一般国道13号） | 併用 | 154 | H13.4.26 | |
| 泉町駐車場 | 茨城県水戸市泉町1丁目地先（一般国道50号） | 自走式 | 200 | H9.12.10 | 関東地方整備局長 |
| 赤坂公共地下駐車場 | 東京都港区元赤坂1丁目2番1号地先（一般国道246号） | 機械式 | 66 | H10.6.2 | |
| 八日町地下駐車場 | 東京都八王子市八日町8番B3号（一般国道16号） | 機械式 | 200 | H15.7.5 | |
| 羽衣・伊勢佐木地下駐車場 | 神奈川県横浜市中区羽衣町3丁目66番1（一般国道16号） | 機械式 | 207 | H14.4.27 | |
| 静岡駅前地下駐車場 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の1（一般国道1号） | 機械式 | 200 | H15.10.14 | 中部地方整備局長 |
| 大曾根国道駐車場 | 愛知県名古屋市北区大曾根4丁目1番37号地先（一般国道19号） | 自走式 | 196 | H9.3.29 | |
| 四日市地下駐車場 | 三重県四日市市浜田町5番B1号（一般国道1号） | 自走式 | 203 | H9.4.5 | |
| 桜橋駐車場 | 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番7号（一般国道2号） | 自走式 | 200 | H10.6.18 | 近畿地方整備局長 |
| 紙屋町地下駐車場 | 広島県広島市中区大手町1丁目地下街300号（一般国道54号） | 機械式 | 206 | H13.3.28 | 中国地方整備局長 |
| 松山地下駐車場 | 愛媛県松山市二番町4丁目7番地2（一般国道11号） | 自走式 | 200 | H11.2.13 | 四国地方整備局長 |
| はりまや地下駐車場 | 高知県高知市はりまや町3丁目3番地下1号（一般E国道32号） | 自走式 | 200 | H10.3.24 | |

※事業協定上の駐車台数

1.3. 調査目的・募集内容

1.3.1. 調査目的

「(仮称)直轄駐車場維持管理・運営事業(Ⅱ期)」(以下「本事業」という)の対象施設である全国14箇所の駐車場(以下「本施設」という)は、路上駐車による交通渋滞の緩和及び交通事故の削減を目的に、国及び財団法人駐車場整備推進機構(以下「機構」という)が一体的に整備及び維持管理・運営を実施してきたものです。

直轄駐車場維持管理・運営事業(Ⅰ期)においては、本施設整備当初の目的を引き続き達成しつつ、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的且つ効果的に維持管理・運営を行うとともに、併せて駐車場利用者の利便性向上を図ることを目的とし、平成24年10月より、民間事業者(以下「事業者」という)による、本施設の一部の駐車場資産の保有及び本施設の維持管理・運営が実施されています。

本調査は、直轄駐車場の維持管理・運営において、Ⅰ期事業が令和7年9月に事業期間を終えることを踏まえ、本事業について、民間事業者が参画しやすい事業条件を確認するための意見収集や本事業の収益向上策や利便性向上策に関する具体的な提案募集を目的として実施します。

1.3.2. 募集内容

本調査において、意見・提案を求める主な内容は下記の通りです。詳細は様式2をご参照ください。

表2 意見・提案を求める主な内容

| 項目 | 設問 | 様式 |
|------------------------------|-----------------------------|------------|
| 基本情報 | 業種、実績の有無 | 様式2 意見書 |
| | 各企業の参加意欲、参加形態、役割 | |
| 民間事業者が参画しやすい事業条件を確認するための意向把握 | 事業方式に対する意見 | |
| | 事業範囲(維持管理・運営業務、付帯事業等)に対する意見 | |
| | 事業区域外の任意事業に対する意見 | |
| | 事業期間に対する意見 | |
| | 費用負担に対する意見 | |
| | 利用料金に対する意見 | |
| | 更新投資に対する意見 | |
| リスク分担に対する意見 | | |
| その他 | 収益向上方策について | |
| | 駐車場事業に対する採算性や投資の考え方について | |
| | その他の意見・課題 | |

2. 募集の手続き等

2.1. 調査スケジュール

本調査のスケジュールは下記を予定しています。

表 1 本調査のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 令和4年11月25日(金) | 本調査（マーケットサウンディング）の実施要項等の公表 |
| 令和4年12月2日(金) | 本調査（マーケットサウンディング）の調査参加申込〆切 守秘義務対象資料提供申込書の提出〆切 |
| 令和4年12月5日(月) | 守秘義務対象資料の提供（予定） |
| 令和4年12月14日(水) | 本調査（マーケットサウンディング）の意見書〆切 |
| 令和4年12月16日（金）～ 令和4年12月23日（金） | 個別対話の実施 |
| 令和5年2月予定 | 本調査（マーケットサウンディング）調査結果概要の公表 |

2.2. 実施要項等の公表

実施要項、別紙、各種様式及び参考資料を巻末記載のホームページに掲載します。

2.3. 調査参加申込

企画提案へ応募の意思がある事業者は、必要事項を「(様式1) 参加申込書」に記載のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。

調査参加申込できる者は、本事業に関心があり、主体的な事業実施が可能な民間事業者、団体等の法人とします。一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。

なお、暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加できません。

【調査参加申込受付期間】

令和4年11月25日（金）～令和4年12月2日（金）17時まで（必着）

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

※参加申込書を提出された企業の名称等は公表しません。

2.4. 意見書・提案書受付

意見・提案を行う場合は、「(様式2) 意見書」に記入のうえ、下記の期間中に電子メールにより提出してください。件名は【意見書提出】として下さい。

【意見受付期間】令和4年12月13日（火）～令和4年12月14日（水）17時まで（必着）

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

2.5. 個別対話の実施

「(様式2) 意見書」の受理後、提出された内容を踏まえ、提出者との個別対話を行います。個別対話の実施日時については、個別に調整させていただきます。

【個別対話の実施期間】 令和4年12月16日(金)～令和4年12月23日(金)

【実施方法】 オンライン形式(使用システムはZoomとします。)

【予定時間】 45分～60分程度を予定

【備考】 事前に接続テストを行う場合があります。実施日時については、個別に調整させていただきます。

2.6. 調査結果概要の公表

意見・提案の結果(概要)に関して、公表を予定しています。なお、公表の際は意見の提出者の確認・同意を得たうえで、事業者名は伏せてホームページに公表します。

なお、本調査手続きに際して、意見の提出者のアイデア等の保護のため、提出者の名称、意見の具体的な内容は原則として非公表とします。

3. 留意事項

- 本調査に参加した事業者について、今後予定している民間事業者公募における加点等はありません。
- 本調査へ参加しなかった事業者でも、今後予定している民間事業者公募への参加は可能です。
- 必要に応じて、内容確認等のため、追加のヒアリングをする場合がございます。その際にはご協力をお願い致します。
- 本調査への参加に際し示された情報等については、今後、国土交通省道路局が予定している民間事業者公募の技術仕様を作成する際の基礎的な資料等とすることとし、情報等の取り扱い、知的財産権等については十分に注意致します。

4. 開示資料

4.1. 守秘義務対象資料

本調査の意見の提出に際し、以下の守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、守秘義務を課した上で開示します。

表 2 守秘義務対象資料一覧

| 番号 | 資料の名称 |
|----|-----------------|
| 1 | 兼用工作物管理協定範囲図 |
| 2 | 本事業の対象となる施設・設備等 |
| 3 | I期事業の実績等 |
| 4 | 国負担分の大規模修繕の実績等 |

4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、「(様式3) 守秘義務対象資料提供申込書」及び「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。なおメールの受信後、確認の返信をいたします。

【申込書・誓約書受付期間】

令和4年11月25日(金)～令和4年12月2日(金)17時まで(必着)

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

【開示方法】電子データによる提供を想定しています。

【開示時期】令和4年12月5日(月)以降、順次、開示します。

4.3. 第二次被開示者への開示方法

事業者は、グループの構成法人(定義については「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に従う。以下同じ。)、自らの関連会社、協力会社、融資を行う金融機関、格付機関及び応募アドバイザー等(これらになろうとする者を含む。以下「第二次被開示者」と総称)に対して、提供を受けた守秘義務対象資料を開示することができます。その場合、事業者は、グループの構成法人になろうとする第二次被開示者については暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないことを確認し、また、すべての第二次被開示者に対して自らが国土交通省道路局に対して負うのと同様又はそれ以上の守秘義務その他の義務(詳細は、「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」を参照のこと。)を自らに対して負わせた上で、「(様式5) 第二次被開示者への資料開示通知書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、第二次被開示者から受け入れた守秘義務の遵守に関する誓約書の写しとともに、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。

4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄

守秘義務対象資料の開示を受けた者(第二次被開示者を含む)は、本調査の終了日(結果(概要)公表日)までに、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めるところに従って責任を持って返却又は廃棄し、速やかに、返却又は廃棄したことを証する書面(様式自由)を国土交通省道路局に郵送等してください。

5. 連絡先

書類等提出は下記連絡先まで送付してください。

【連絡先】

国土交通省 道路局 環境安全・防災課

電話番号：03-5253-8111 メールアドレス：chiba-y2sa@mlit.go.jp、todaka-t8912@mlit.go.jp

担当者：千葉、戸高

郵送先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

ホームページ：[\[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001608.html\]](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001608.html)